

川西市参画と協働のまちづくり推進会議の会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市参画と協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の会議公開に係る傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に推進会議の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、推進会議の会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成22年12月22日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

付 則

この要領は、平成23年7月8日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。